

## 神戸マラソンフレンドシップバンク寄付金対象経費について

### 1 趣 旨

自然災害被災地支援や防災・減災等の多様な活動に対応し支援するため、予め寄付の対象となる経費を定める。

### 2 寄付対象となる経費

寄付の対象となる経費は、自然災害被災地支援等の活動(現地活動を含む)または防災・減災等の活動にかかる下表の経費とします。

※活動報告提出時、寄付対象となった経費の領収書(支払い伝票等可)の写しの提出をお願いします。

(寄付金対象経費一覧表)

項 目	内 容	備 考
謝 礼 費	イベント等主催団体・協力団体への謝金、指導者・講演者・司会者等への謝金	
会 議 費	会場使用料	
交 通 費	被災地等への交通費、講師・協力者等交通費	
食 糧 費	イベント参加者、スタッフ等の飲食費	・ 飲食費等は、社会通念上常識的な範囲内とし酒類等は対象外とします。 ・ 被災者との交流会・ふれあい喫茶等経費は対象
宿 泊 費	被災地での宿泊費	
消 耗 品 費	事務用品等購入費	
印刷製本費	チラシ・ポスター等製作費	
使 用 費	駐車場料金、楽器・音響機器等リース費	
通信運搬費	必要物品の運搬費、郵送料	・ 電話代、通信料(インターネット含む)は対象外
そ の 他	参加者やスタッフ等にかかる損害保険料及び賠償責任保険料、記念品等材料購入費	